

第9回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和7年11月20日（金）13時30分～14時30分
- 2 場 所 市役所大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について
協議事項 令和8年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 28名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 澤口紀子
農地係長 大道学

第 9 回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	○
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会 会長	ただ今から、令和7年度第9回久慈市農業委員会議を開会いたします。11日の農業委員会大会はごくろうさまでした。農繁期も終わり、みなさんも少し落ち着いている時期だと思います。本日もよろしくお願ひします。
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。9番大鹿糠委員、松野下推進委員より欠席通告がありましたので報告いたします。事務局の長代主任が本日は欠席となっております。以上です。
会長	<p>それではこれより議事に入ります。議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条に規定する、議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしということでございますので、議事録署名委員には、1番外里委員、4番木村委員、お願いします。書記には事務局の大道係長を指名いたします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明します。付議番号1、位置図が2ページ目、地籍図は3ページ目に跨っていますので、ご留意願います。土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りです。譲渡人は県外の施設に入所しており、農地を管理耕作できないため、当該地付近にて農業を行っている譲受人へ売買するものとなります。売買額は4筆で〇〇万円と伺っております。</p> <p>付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りです。譲渡人が高齢により耕作が難しくなったため、親族へ贈与するものです。</p> <p>付議番号3、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りです。本申請地ですが、譲渡人は県外に住所があり、また高齢により今後耕作管理できないことから、当該農地付近で自営業を営む譲受人へ売買するものとなっております。売買額は2筆で〇〇万円と伺っております。</p> <p>付議番号4、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りです。本申請地ですが、譲渡人は相続により取得した農地を耕作で</p>

	発言主旨
	きないことから、当該農地近隣で農業を行っている譲受人に売買するものとなり、売買額は〇〇万円と伺っております。以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。続いて現地調査員からの報告をお願いします。付議番号1番について、宇部慎二委員。
宇部慎二委員	付議番号1番について、概ね農地として管理されており、問題ないものと思って見て参りました。以上です。
会長	続いて2番、3番は城内推進委員、お願いします。
城内推進委員	付議番号2番について、良好に保全されていて、畑として利用できると確認して来ました。付議番号3、畑を売買するということですが、現状は、どなたかが借りて畑として利用している状況にありました。いずれ良好な状況にあったということをご報告いたします。以上です。
会長	付議番号4番については、宇部慎二委員お願いします。
宇部慎二委員	付議番号4番ですが、こちらも耕作可能であることを確認してきました。以上です。
会長	事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 （「なし」の声） 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第1号について特に意見がないものとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声）
	次に議案第2号、農地法の適用外証明願いについてを議題とします。議案の説明をお願いします。
事務局長	議案第2号、農地法の適用外証明願いについてご説明いたします。10ページの議案第3号を2号に訂正をお願いいたします。大変失礼しました。議案第2号、農地法の適用外証明願いについてご説明いたします。付議番号1、土地の表示、願出人は記載の通りです。本申請ですが、申請者は相続により取得しておりましたが、相続前から居宅の庭として使われており、宅地と認識したまま放置し、原野化してしまったとのことです。 付議番号2番、土地の表示、願出人は記載の通りです。本申請ですが、

	発言主旨
	<p>30 年以上前から耕作放棄され山林になっており、農地と知らずに相続し、そのままにしていたとのこと。付議番号 3、4 は同一人物による申請ですので、一括でご説明させていただきます。付議番号 3 の土地の表示、付議番号 4 の土地の表示、願出人は記載の通りです。付議番号 3 ですが、地籍図では、北側の〇〇ファーム側になります。当該農地だけでなく、付近一帯が長年にわたり、山林の状態となっており、山林として利用しているとのこと。付議番号 4 ですが、地籍図では南側の牧場側になります。申請地はもともと地目が山林だったようですが、住宅建設のために過去に一帯を伐採し、一部のみ分筆して宅地へ変更し、住宅を建設しており、残された広範囲については、長年放置され、現在は原野化してしまったことから適用外とするものです。</p> <p>付議番号 5、土地の表示、願出人は記載の通りです。本申請地ですが、申請人は相続により取得しておりますが、前所有者の頃から耕作放棄されており、現在は完全に山林化しているとのこと。以上で議案第 2 号、事務局からの説明を終わります。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査員の報告をお願いします。付議番号 1 番と 2 番については、長内推進委員お願いします。
長内推進委員	付議番号 1、場所は宇部方面に行く狭い道路で、〇〇のある手前になります。廃屋の隣に原野状態になっている現地がありました。次に付議番号 2、場所は 45 号線を野田方面に向かって、宇部町の〇〇の先を左に入った山沿いで竹林になっていました。以上です。
会長	<p>続いて 3 番と 4 番については、私が現地に行って参りました。場所は大野方面に向かって国道 395 号線、〇〇のバス停を右に入ると、さらに行く〇〇ファームがあります。この辺一帯、昔は田んぼだったんですが、今ほとんど山林化している状況で、これは致し方ないなというふうにして参りました。</p> <p>付議番号 4 番ですが、県道 153 号線道路近くになります。申請人の方は何年前までは住んでいましたが、今は県外に移っておられまして、ほとんど管理されていない中で、原野化していました。これも致し方ないかと思っ見て参りました。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>続いて 5 番については、城内推進委員お願いします。</p>
城内推進委員	2 カ所ありまして、私と事務局 2 人合計 3 人で、11 月 18 日に現地を見ました。1 カ所目は大川目町の〇〇入口の脇に、小さいですけども、山

	発言主旨
	<p>林がありました。あと1カ所の方も山林になっていますので、やむを得ないのかなと思いましたが、ただ昨今、熊の出没がある中で、〇〇の玄関口にある山林については、地権者と話し合いながら、伐採等も含めて検討できればいいのかなというふうに思いました。以上です。</p>
会長	<p>議案第2号について、事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第2号について特に意見がないものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>はい。そのように決しました。</p> <p>次の議案ですが、農業委員会法第31条の規定、議事参与の制限により、6番宇部文人委員、12番宇部慎二委員、大崎推進委員には、一時退室をお願いいたします。</p> <p>（宇部文人委員、宇部慎二委員、大崎推進委員 退室）</p> <p>それでは、議案第3号、農地利用集積促進計画案についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。大道係長。</p>
大道係長	<p>議案第3号農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。令和7年度農用地利用集積等促進計画案が提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の意見を求めることとなっております。19ページをご覧ください。こちらが促進計画となります。農地中間管理機構を通じて農地の賃借を行うものとなります。農地の譲渡人、譲受人は記載の通りとなります。今回は8件10筆について、農地中間管理機構を通しまして賃貸借権を設定しようとするものであります。記載されております農地ですが、すでに農地中間管理機構を通しまして賃貸借しているもので、本年度末に満了予定なもので、継続意向の合意に至ったものについて更新しようとするものです。譲受人は記載の通り、水田として利用するものと農政課から伺っております。以上で議案第3号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第3号の説明が終わりました。ただいまの説明に関して質問ありますか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>なしということで、質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第3号について特に意見がないものとしてよろしいでしょうか。</p>

発言主旨

(「異議なし」の声)

意見がないものとして決しました。宇部文人委員、宇部慎二委員、大崎推進委員の入室をお願いします。

(宇部文人委員、宇部慎二委員、大崎推進委員 入室)

それでは議事を進めます。協議事項、令和8年度農地利用最適化推進施策に係る意見書についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

大道係長

協議事項 (1) 令和8年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書について説明させていただきます。去る11月14日、農地等利用最適化推進施策に係る意見書の検討委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果と概要をご報告させていただきます。協議に先立ち、委員長に田村会長、副委員長に内久保職務代理者が指名推選により選任され、田村会長が議長となり、委員会を進行していただきました。次に、協議の概要であります。10月に市から回答のあった取り組み状況報告書をたたき台とし、11月11日開催の農業委員会大会の決議、また、昨今の農業情勢を取り巻く状況の変化等認識の共有に努めながら、意見書について検討したところであります。市から取り組み状況報告書があったものを基本に検討協議したもので、昨年度要望事項17項目、本年度も17項目となっております。一部追加及び修正が9項目、継続が7項目。そして、要望の優先度等も検討すべきという意見から、要望順位の変更もあったところです。追加、変更のところを読み上げさせていただきます。1、市の事業に関すること、(1) 農業担い手の育成確保対策について。①地域の農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用等の指針となる地域計画について、今後も話し合いを継続し、計画に基づいて、農用地の集積集約化や、農業生産の効率化等の取り組みを実行していくことが必要であることから、関係機関団体が長期的に推進できるよう支援を図ること。また、地域での話し合いの進め方を検討するとともに、取り組み状況の進捗がわかるような形の公開に努めること。②認定農業者のさらなる育成確保を図るため、国、県等の支援制度について適宜説明会を開催するなど、適切な導入支援に努めること。また、早期に認定農業者組織の立ち上げを図ること。③新規農業者の早期の経営安定化を図るため、国の地域農業者育成総合対策事業及び県単補助の地域農業計画実践支援事業の活用を図るとともに、交付対象期間の延長等の拡充について、国・県に働きかけること。また、親元就農に対する支援の拡充についても、国・県に働きかけること。さらに、市の事業についても、要件緩和等、積極的な拡充に努めること。④6次産業

	発言主旨
<p>会長</p>	<p>化の促進や、農商工、連携及び農福連携、グリーンツーリズムなど、経営の多角化による所得確保への取り組みを強化し、引き続き国・県等の各種支援制度に対する市の積極的な導入支援を図ること。また、個人向けの説明会を開催する等、個人での独自産業化や農福連携の支援を図ること。(2) 優良農地の確保と地産地消対策について。②学校給食に年間を通じて安定的に地元食材を供給するため、生産者との契約栽培を検討すること。また、その際、子供たちへの安全安心な給食を提供する観点から、可能な限り減農薬食材の調達に努めること。さらに、まとまった食材を一定期間保存できる保冷庫等の施設整備について検討を進めること。加えて、子供たちの農業体験学習を充実するなど、福祉施設等を含めて、地産地消の推進を図ること。④中小規模の圃場整備に、多面的機能支払交付金等の有効な制度を導入し、圃場の大区画化や通作、通水が不便な地域の農道や水路等の整備を図ること。また、そのために必要な予算確保と事務の簡素化について国・県に要望すること。⑤近年、ニホンジカやイノシシ等による農作物被害が増加し、農業者の生産意欲が減退し、農地の荒廃を招いていることから、現行の鳥獣被害防止対策を検証し、抜本的な対策を講ずること。また、継続してクマ被害対策の電気柵設置への十分な支援と事故防止対策を講ずること。さらに捕獲担い手の育成、確保が喫緊の課題であり、効果的な対策を講ずること。加えて、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い、費用負担が増大していることから、鳥獣被害防止対策交付金の有害捕獲活動の上限単価を引き上げるとともに、必要な予算を十分に措置すること。2、国・県に対する要望に関する事項、(3) 担い手育成支援と農業経営安定対策について。現行の経営所得安定対策については、これまで以上の助成に努めるとともに、農業者が安心して、米、麦、大豆、飼料米等の生産に取り組めるよう、長期的安定的な施策を講ずること。水田は国民の食料供給の基盤であるとともに、農業経営の柱としている経営体が多いことから、今後も水田を有効に活用し、地域農業振興をできるよう水田活用直接支払交付金の予算を確保するよう要望すること。また、9年度の水田活用、直接支払交付金の抜本的な見直しは、生産現場の水田活用の実態を踏まえた見直しとするよう要望すること。さらに、水田機械については、現在県単独補助が手薄なことから、県に対し、補助の拡充と予算の確保を要望すること。以上となります。ご協議、ご決定をお願いしたいと思います。</p> <p>ただいまの説明について質問、ご意見等ございましたらお願いします。 (二橋推進委員 挙手)</p>

	発言主旨
	二橋推進委員。
二橋推進委員	8ページで、生産現場の水田活用の実態を踏まえた見直しとするよう、要望することとなっているんですが、意見書の方だと国・県に要望することとなっているんですが、国・県を入れるということではよろしいでしょうか。
大道係長	農政課と協議いたしまして、国・県を入れさせていただきたいと思いません。修正をお願いします。
会長	よろしいですか。 (二橋推進委員 了承) 他にございませんか。事務局長からお願いします。
事務局長	5ページの下から3行目、有害捕獲活動とあるんですが、有害鳥獣捕獲活動というふうに表現を変えたいのですが、いかがでしょうか。
会長	よろしいですか。 (「異議なし」の声) ありがとうございます。他にございませんでしょうか。 (「なし」の声) なければ、今月の28日にこの内容で市長に提出することになっております。検討委員の方々、市長室に行ってそれぞれ説明することになりますので、よろしくお願いします。それでは次に、報告事項(1)農地法第3条の3第1項の届出書の提出についてを議題とします。事務局からの説明を願います。
事務局長	報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたので報告いたします。21ページになります。22ページにかけて、全部で10件ありました。1件は時効取得、残り9件は相続によるものです。土地の表示、届出人は記載の通りです。以上です。
会長	報告事項ですので、よろしいですね。 (小倉推進委員 挙手) 小倉推進委員。
小倉推進委員	時効取得とはどういったことを想定されるんですか。

	発言主旨
事務局長	<p>時効取得ですけれども、本来は自分の所有でなくても、一定期間、占有を継続して、時効取得で登記申請すると自分の所有になるという制度です。他人の土地を平穩かつ公然と所有の意思を持って、その土地を所有し、実際の所有者からの権利の主張がなく、10年ないし20年経過すれば、その土地が自分のものになるという制度になります。10年と20年の2種類があります。10年の場合、占有者は善意無過失、20年の場合は占有者の悪意または有過失、過失があるかどうかということが要件となります。</p> <p>(鹿糠勢津子委員 挙手)</p>
会長	鹿糠勢津子委員。
鹿糠勢津子委員	<p>何十年も他人の農地を勝手に使っている方がいて、所有者は久慈にお住まいではない、自分の農地を勝手に使われているのもわかっているんです。20年経ったらその農地が公然とその人の物になるのか、という事を疑問に思ったので、その危険性があるのであれば、何かの機会に所有者の方にお知らせをした方がいいのでしょうか。</p>
事務局長	<p>農地を所有していると権利を主張することになると思います。時効取得の要件を満たすと、時効取得ができます。その件の詳細についてはわかりかねますのでご理解をお願いします。</p>
鹿糠勇委員	時効取得は審議すべき内容ではないか。
事務局長	時効取得は許可するものではなく、報告事項ですのでご了承願います。
会長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>なければ、報告事項(2)会務報告について、局長お願いします。</p>
事務局長	(会務報告 令和7年10月21日～令和7年11月20日)
会長	その他です。事務局お願いします。
大道係長	<p>事務連絡になります。①農地等利用最適化推進策に係る市長への意見書提出は、11月28日、市長応接室にて、出席者は検討委員10人、事務局2人</p>

発言主旨

の出席をお願いします。②令和7年度久慈地方農業委員会委員研修会、12月1日、久慈グランドホテルにて、講演とその後交流会を予定しております。③個人経営法人化に係る研修会の通知が来ております。参加希望の方は、12月5日までにご連絡をお願いします。④農業委員・推進委員ブロック別研修会、1月13日、二戸パークホテル、正式な案内がきましたら再度ご案内いたします。⑤令和7年度新農業人フェアin岩手、1月10日土曜日、キオクシアアイーナ⑥県外視察の精算書になります。⑦農業委員会大会受賞祝い会精算書となります。⑧農業委員推進手帳の申込みの方は本日までをお願いします。以上です。

会長

他に皆さんから何かございますか。

（「なし」の声）

ないようですので、以上をもちまして、第9回の農業委員会議を終了いたします。

14：30 閉会